

シェアオフィス 活用促進事業

被災事業者支援枠

地震で自社の社屋等が被害を受け、通常業務に支障をきたしている事業者を対象に、シェアオフィス利用に係る賃料等を支援します。

対象施設

- ・ ippo 戸出町4-3-28（大阪屋ショップ戸出店2階）
- ・ OFFICE&SALON 横田町1丁目2-4（金屋町近く）
- ・ たかまちシェアオフィス 守山町57-1（たかまち鑑定法人内）
- ・ TASU シェアラウンジ 御旅屋町101（御旅屋セリオ4階）

支援内容

補助率 2/3

補助上限額
¥30,000／月

補助期間上限
6カ月間

対象者

個人事業主、法人

※社屋等が被害を受け、通常業務ができないことをり災証明書などで証明できる方

※市内外は問いません

※新たに入居するものに限る。

※補助期限は令和6年度末まで。

※その他条件有りのため、利用開始前に要申請。

